

二松學舎大学国際政経論集 第16号 拠刷
2010（平成22）年 3月25日 発行

米国における両用技術としての商用人工衛星の輸出規制と中国 —安全保障と経済のはざまで—

高木綾

安全也繁荣起来，它与许多国家的航运业形成了竞争关系。一般的说，贸易额相互通商的国家之间会形成一种互补关系。例如，美国的农产品和工业产品在世界市场上占有重要地位，而其他国家则可能成为美国的主要竞争对手。因此，美国必须通过各种手段来保护自己的经济利益，包括通过外交政策、国际贸易政策以及军事力量等途径。然而，随着全球化的深入发展，各国之间的经济联系日益密切，单靠一个国家的力量已经无法完全解决所有问题。因此，国际合作显得尤为重要。例如，在应对气候变化、反恐等方面，多个国家联合起来共同应对挑战。同时，随着科技的进步，跨国公司也在全球范围内开展业务，这也为全球经济的发展提供了新的动力。

结语

高 纲

—安全保障与经济发展的关系—

美国近年来用技术手段加强人工卫星的输出限制了中国

(全文)

となつた³。そこでは、経済的な利益を犠牲にしてまでも、輸出規制政策を続けるべきなのかという議論が行われていた。経済衰退期を標榜する米国にとって、輸出規制政策が米国の国際経済における競争力に及ぼす負の影響が検討されたのである。

しかしながら、学問の世界においても現実世界においても、この問題はすぐに解答が得られるような単純なものではなかった。それゆえ、現在も依然として議論が続いているのである。具体的に輸出規制の問題に例をとれば、相手国（同盟国、非同盟国、敵国）および輸出品目（軍事品・技術、両用品・技術、民生品・技術）によって、その政策にはバリエーションが生じている。

本稿は、このような複雑な問題設定を背景に持つ輸出規制政策について、論点を整理しようとするものである。特に相手国の中でも、米国にとって非同盟国に位置する中国に対して、輸出品目のうち両用技術に分類される商用人工衛星というものが、どのような輸出規制政策のもとに置かれてきたのかを検討する。以下ではまず第1に、安全保障と経済の優先順位が議論される際、その前提とされる経済的力から安全保障的力への代替可能性の問題を論じる。第2に、その代替可能性があると前提した場合、輸出に慎重にならざるを得ない相手国として、特に非同盟国との貿易の問題点を指摘する。第3に、上記2つの論点が交差するところに位置する格好の事例として、米国における両用技術の対中輸出規制政策を取り上げ、安全保障利益と経済利益の相克を確認する。また同時に、いまなお優先順位の問題が解決されないために、冷戦終結以来、修正が滞っている輸出規制法についても検討する。

1. 代替可能性とディレンマ

貿易の品目は、貿易分野（経済力）から安全保障分野（軍事力）への代替可能性（外部効果）の高低あるいはその速度に着目すれば、(1)軍事物資・武器（軍用品）、(2)両用技術・製品（両用品）、(3)非軍事物資（民生品）の3つに分けることができる。

それらの貿易において、(1)の軍事物資・武器はいつの時代においても安全保障的考慮が強く働くものであり、非同盟国に対してばかりか、同盟国に対しても輸出は慎重に決定される。逆に(3)の非軍事物資に関しては、たとえ安全保障への外部効果があったとしても、間接的で長期的な効果でしかなく、それほど輸出を憂慮するものではない。しかしこれら2つとは異なり、(2)の両用技術・製品は軍需にも民需にも利用可能であり、安全保障分野への転換が極めて直接的、短期的になされると考えられる。そのため、安全保障上の考慮を強く反映することもあれば、経済上の考慮を強く反映することもあり、政策の変化が予想される。

表1：貿易の品目と外部効果

貿易の品目	軍事力への代替可能性・速度
軍用品	高
両用品	中
民生品	低

この政策を決定するにあたって、両用技術を輸出することで経済的な利益を得ることは、同時に安全保障上の損失となる、というような条件が成立するとき、国家はディレンマに陥

表2：貧窮的項目之相手國

⑥	⑨	③	民用品
⑧	⑤	②	军用品
⑦	④	①	重用品
日本国	非同盟国	同盟国	盟友品目

相手国に日本で、主な貿易品目は木工品、輸出（規制）貿易特異有名。主に木材、その取扱いが工場化されており、具体的な業界分野も詳述する。

乙 相手国之输出規制

多才多艺。作为音乐家，他擅长作曲和指挥，是著名的指挥家、音乐家。

3. 米国の対中輸出規制政策

上述の通り、米国が中国を貿易相手としてどのように位置づけるのか、またそのような相手国に対して両用品の輸出をどのように行うかという問題は、常に論争をはらんでおり、米国内でも盛んに議論されてきた。以下では、まず両用品全般の性質を確認したのち、これを管理・規制する制度がどのような変遷を遂げてきたのかを概観し、この制度において中国が歴史的にどのような位置づけをされてきたのかを振り返る。次に、両用品の中でも商用人工衛星の問題に焦点を当て、この品目が持つ問題点を明らかにし、この品目の輸出に関する国際市場における米国の位置づけを確認し、そしてその対中輸出の歴史をたどる。最後に、現在の中国に対する商用人工衛星の輸出規制の根拠を確認したい。

3-1. 両用技術の輸出規制

(1) 両用技術の性質

両用品 (dual-use items) あるいは両用技術 (dual-use technology) とは、文字通り、軍事用にも民生用にも利用可能な製品あるいは技術を意味する。つまり軍需品にも民生品にもなる汎用品のこととさす⁷。

輸出面で問題となるのは、軍事に適用可能なハイテク製品である。具体的な例を挙げれば、軍需として利用可能なナビゲーション・システムを搭載した旅客機、洗練されたfiber-optic伝道を用いたテレコミュニケーション関連装置 (microwave シグナルよりも妨害することが難しい)、高性能コンピューター、工作機器 (machine tools)、暗号をソフト用言語として使用しているコンピューター・ソフトウェアなど多岐にわたる。本稿で扱う人工衛星も両用品であり、特に米中間での輸出が問題となっていた。その詳細については後述する。

歴史的に米国では、平時における輸出規制には、軍事物資（軍用品）に関するもの、非軍事物資（民生品）に関するもの、両用品に関するものがある。ただし、両用技術だけを対象とする法がなかったばかりか、両用品自体がとりわけ規制の対象となったのも1979年と比較的最近のことであった。第二次世界大戦後、新たな安全保障上の脅威に対処し、平時における輸出管理システムを構築する要請から、1949年に「輸出規制法 (the Export Control Act、以下ECA49)」が成立した。この法が、後述するように武器など戦略物資と、両用技術・製品の双方を規制対象としてきたのである⁸。

特に輸出規制政策にとって重要であったのは、技術を取り巻く環境が変化したことである。つまり、冷戦初期から1960年代までは、まず軍事分野で技術開発が起こり、それが民生分野に波及するというパターンが主流となっていた。これはスピノ・オフ効果と呼ばれている。ところが、60年代半ばになるとコンピューター分野で、70年代に入ると半導体分野で相次いで民生市場が優位となり、当然、技術開発も民生主導で起こる状況が生まれたのである。これは、それまでのスピノ・オフ効果とは全く逆の状況となり、民生分野での技術開発が軍事分野に適応される、スピノ・オン効果の時代の到来であった⁹。このあたりから、安全保障と経済の間のディレンマがさらに複雑で微妙なものとなっていくのである。

歴史上、敵との貿易を特に問題にしていたのは冷戦期であった。米国は西側陣営をして対共産圏輸出統制委員会 (COCOM) や対中国輸出統制委員会 (ChinCom) といった多国間制

第三次世界大战、斯大林在苏联的崛起以及随后的冷战，使得对核武器的需求急剧增加。美国国家安全局（NSA）通过破译密码情报，成功地预测了苏联的核计划，并在冷战初期取得了战略优势。然而，随着核武器技术的发展，传统的间谍活动变得越来越困难。因此，美国国家安全局开始探索新的情报手段，即“电子窃听”。

1949年，美国国家安全局（NSA）成立了“电子窃听”部门，专门负责监听和破译敌方通信。该部门的主要任务是通过截获敌军的无线电信号，分析其加密算法，从而破译敌军的军事机密。为了实现这一目标，NSA招募了大量的数学家、物理学家和工程师，组建了一个强大的科研团队。

在“电子窃听”项目的推动下，NSA在冷战初期取得了许多重要成果。例如，在1953年，NSA成功破译了苏联的间谍卫星信号，揭示了苏联在太空领域的秘密计划。而在1962年，NSA又破译了苏联的导弹发射计划，成功地预测了古巴导弹危机的爆发。

然而，“电子窃听”项目也并非一帆风顺。在冷战期间，苏联通过部署反侦察设备，如干扰器和加密机，不断加强自身的安全措施。为此，NSA不得不不断改进自己的破译技术，甚至在一些情况下，需要借助于其他情报机构的支持。

尽管如此，“电子窃听”项目还是为美国国家安全局提供了宝贵的情报支持，帮助美国在冷战中占据了主动权。然而，随着冷战的结束，NSA的“电子窃听”项目也逐渐淡出了历史舞台。如今，NSA的主要任务已经转向了网络安全和反恐斗争等领域。

总的来说，“电子窃听”项目是冷战时期美国国家安全局的重要组成部分，它不仅为美国赢得了战略优势，也为后来的网络安全提供了宝贵的经验。然而，随着时代的变迁，这种传统的间谍活动已经不再适用，我们需要寻找新的、更有效的情报手段，以应对未来的挑战。

成立した¹³。この法は、米国の3つの目的からなっている。まずは、希少物資の輸出を阻止することである（Short-Supply controls）。特に、戦略的に重要な物資が不足している状態において、他国への輸出を規制している。第2は外交政策上の目的（Foreign policy controls）である。米国の対外政策上の目的を達成するための規制であり、例えば地域の安定、人権、対テロ、ミサイル技術および生物化学兵器の拡散といった問題に対処するためのものである。第3の目的は、国家安全保障上の規制である（National security controls）。米国の国家安全保障にとって脅威となる国への、軍事能力に貢献するような製品や技術の輸出を規制している。このときの輸出許可の権限は大統領に、実際の執行の権限は商務長官にあった。そしてECA49の成立と同年にCOCOMも成立し、多国間での枠組みと、それを裏打ちする国内での輸出規制の法的措置とが整ったのである。

ECA49は時限立法だったので、数年おきに更新する必要があった。1951、53、56、58、60、62、65年の7回は、大きな修正もなく延長手続きがとられた。しかし何の論争もなく更新が行われたわけではなく、規制の強化・緩和をめぐって、あるいはECA49の恒久法化（時限解除）をめぐって、行政府と議会間にも省庁間にも対立が見られた¹⁴。

ところが1960年代後半になると、米国の輸出管理システムに対する最初の再検討および修正が起こった。すなわち1969年に米議会は、「輸出管理法（the Export Administration Act、以下EAA69）」を制定し、これをほとんど禁輸に近かった1949年のECA49に代替させた。この「輸出管理法（EAA69）」がこれまでの「輸出規制法（ECA49）」と異なる点について挙げれば、まず目につくのは名称の変更である。規制（Control）から、管理（Administration）への変化は、「安全保障」だけでなく、「経済」をも視野に入れた規制の緩和であったことを物語っている。つまり、これまで商務省からの再三にわたる時限解除要求や、穀物生産者など産業界からの圧力は、安全保障上の目標を優先せざるを得なかつた環境にあっては聞き入れられることはなかったが、国際政治的環境が改善され、東西経済関係の経済的利益がより明確になってきたことによって、法改正の可能性が生じたのである¹⁵。ニクソン政権はじめ規制緩和を渋っていたが、ベルリン問題の収束や戦略兵器制限交渉（SALT）の調印などを経ると、輸出規制法の改正に絶大なる支持を与えるようになった¹⁶。加えて当時、米国経済にとって貿易の果たす役割が増大し、同盟国から輸出規制緩和を求める政治的圧力が高まっていたことも改正の一助となつた。

では、具体的にはどのような経済的側面が考慮されたのであろうか。ECA49成立時の3つの目標はそのまま変更なく据え置かれていたが、EAA69では、「米国経済に与える影響を十分考慮した上で初めて輸出規制を実施する」旨が、新たに付け加えられたのである。また、第三国からの入手可能性（Foreign Availability）についても言及され、「米国以外から同様のものを入手できない場合に限り、米国からの輸出を禁止する」ことになったのである。これは当時の西欧諸国や日本が、米国よりゆるい輸出規制政策をとっていたことへの対応策であった。米国は決して安全保障のために経済面で妥協することを辞さなかったが、それをCOCOM加盟国にも強制することとなると、徐々に困難な状況が生まれてきていたのである。

しかし、時限立法を恒久化する要求の方は、デタント下にあっても可能とはならなかった。これを行えば、議会から大統領（行政府）へ、輸出規制の権限を委譲することになり、議会によるチェック機能が失われるからである。議会内には依然として対ソ強硬路線が残っていたのである。そのため、1972¹⁷、74¹⁸、77¹⁹年にはこれまでと同様に修正・延長手続きがとら

IIEPA)」²⁴に基づいて延長されたのち、1994年8月19日にはIIEPA下に発行された大統領令第12924号の下、2000年まで6年間延長された。2000年には、上下両院を通過し同年11月13日に大統領の署名を得たP.L.106-508によって、EAA79が翌2001年8月20日まで延長されることとなった。それ以後は再び、IIEPAに基づく大統領令によってその効力が延長されている。すなわち2001年8月17日に出された大統領令第13222号に始まり、毎年更新されてきたのである。

このようなIIEPAの下で、EAA79が暫定的に延長されることについてはいくつか問題点があるため²⁵、議会はこれを解決するためにEAA79の修正を行おうとさまざまな法案を提出したが、現在に至ってもなお、修正のための合意が形成されないままの状況にある。

例えば、EAAを書き直そうという法案は、第104議会、第105議会、第106回議会、第107議会、第109議会、第110議会、そして第111議会で何度も提出されてきた²⁶。それら法案の中には、委員会レベルで審議・可決されたもの、一議院において可決されたものもあったが、それ以上の審議がなされるることはなかった。つまり、未だに改正できない状態にあり、それゆえIIEPAによる更新が続けられているのである。

なぜこのように多くの法案が提出されながらも、修正が困難となっているのであろうか。EAA79の修正に関する議論には、概ね2つの立場がある。それらは輸出振興のために規制緩和を望む立場と、規制緩和は国家安全保障目標にとって妥協的であると懸念する立場である。つまり、安全保障と経済の対立が反映されているのである。一方で、ある製品や技術の輸出は米国の安全保障や外交政策にとって負の影響を与えるということは広く認められているのだが、他方で多くの人は、現行の輸出規制が米国経済にとって有害であると信じており、その結果として競争力、市場シェア、そして雇用の損失が起きることによって米国経済に害を及ぼすことになり、特定の米国産業や経済そのものへの害は米国の安全にも否定的な影響を及ぼすと考えている。また、米国経済、ライセンス・システム、規制された品目の海外調達可能性、多国間レジームに反対するものとしての一方的管理、といった事項に伴うコストに関する論争も起こっている。ここ数年の議会の関心は、高性能コンピューター、暗号、ステルス技術、衛星、精密工作機械、宇宙航空技術、民間航空装備、およびみなし輸出に集まっている²⁷。議会内でも、無修正から完全な書き換えまで、幅広い立場がみられるのである。また、その輸出管理の対象国としては、中国に注目が集まっている。

②両用技術の对中国輸出

では米国の輸出規制政策において、中国はどのように扱われてきたのであろうか。米国は、輸出対象国をいくつかのカントリー・グループに分類して、そのグループごとに輸出できる品目を区別していた²⁸。なかでも中国は、分類されるグループが時代によってとりわけ変化した国である。すなわち戦後から現在まで、米国にとって中国とは、敵対関係にあつたり準同盟関係にあつたり、再び相互に脅威を感じるようになつたりするような流動的な関係をもつ国家関係であったためである。このような米中関係を検討することは、安全保障と経済の優先順位の問題に答えるための格好の事例を提供しているといえるのである。以下では、米国がいつ、どのように、中国に対して両用技術・製品の輸出を規制してきたのか、概観する。

冷戦初期、1948年に中国は他の共産主義国と同じ「グループR」に分類された。しかし、1950年に朝鮮戦争が勃発し、中国の人民義勇軍がこれに参戦すると、米国は中国を敵国とみ

(1) 全ての政府開拓者と民間の对中国武器器械の貿易、(2)機械工具一機力電気活動物の貿易、
（3）砲弾取締り法と火薬類器具の輸出停止、(4) 日本に於ける中国に対する高麗技術の傳
止、(5)米国軍需品による防衛品輸出停止の繼續、(6)支那

中国向对方输出舰艇和战斗机的贸易往来，1988年7月 EAA 改正法案出台后，中国向对方输出武器、军用零件及相类似飞机上的军用零件行为具体化为犯法。从此，中国向对方输出武器、军用零件及相类似飞机上的军用零件行为具体化为犯法。从此，中国向对方输出武器、军用零件及相类似飞机上的军用零件行为具体化为犯法。从此，中国向对方输出武器、军用零件及相类似飞机上的军用零件行为具体化为犯法。

在「中蘇友好同盟互助條約」和「中華人民共和國與蘇聯關於互免簽證的協定」下，中國人可以到蘇聯旅遊，蘇聯人也可以到中國旅遊。1952年，蘇聯政府批准了中國提出的「蘇聯人民為期一年的訪華計劃」，並同意在蘇聯設立中國駐蘇聯大使館。同年，蘇聯政府還批准了中國提出的「蘇聯人民為期一年的訪華計劃」，並同意在蘇聯設立中國駐蘇聯大使館。同年，蘇聯政府還批准了中國提出的「蘇聯人民為期一年的訪華計劃」，並同意在蘇聯設立中國駐蘇聯大使館。

た³⁷。

米商務省輸出管理局（BXA）は、中国向けの輸出に対するライセンス審査をケース・バイ・ケースで行っていた。中国向け輸出のなかでも、核・軍事・警察活動に貢献する可能性のあるものに関しては、政府がさらにライセンスを発行することが要求されていた。

クリントン政権も1期目の初めは中国によるMTCR違反への対応として、制裁という名目でさまざまな輸出規制を行っていたが³⁸、1993年末あたりから、徐々に制裁を解除し、衛星や高性能コンピューターの輸出を始めた。冷戦後の中国の位置づけは流動的なものとなり、制裁を課したり解除したりと場当たり的な対応が目立っていたのである。その背景には、中国という巨大市場を最大限に活用して自国経済の再建を図ろうとする目論見があったのである。

しかし同時に、中国の経済成長が衰えることなく続き、国防費も増え続けている状況において、米国側の懸念も高まってきている。2007年6月19日、輸出規制を担当している米商務省の産業安全保障局（BIS）は、「中華人民共和国に対する輸出及び再輸出規制の修正並びに明確化；新たに設けた妥当なエンド・ユーザーの認定；輸入証明書の改定及び中華人民共和国のエンド・ユーザーに対する文書の要求」³⁹と題する文書を発表し、これによって「米国輸出規則（the Export Administration Regulation: EAR）」⁴⁰を修正し、その最終版とした。BISはこの文書において、今回の修正の背景には、中国の軍事能力の向上に貢献するような輸出を規制すること、およびこれまで商務省が管轄してきた、輸出に際して許可を必要とする品目のリスト（CCL）に掲載されていなかった両用技術のうち、中国の軍事関係者をエンド・ユーザーとして輸出される取引を規制することを目的とする必要性が高まったことなどがあったと説明している。米国では明らかに、中国の軍事力増強を意識しており、米国からの輸出によってこれを促進するがないように、細心の注意を払っていることがこの修正に表れている。

次節では、このような懸念を抱く遠因ともなっている、商用人工衛星の対中輸出の事例について詳述する。米国が両用技術としての商用人工衛星を輸出したことによって、中国の軍事力を強化したとされる一件である。

3-2. 両用技術としての人工衛星

(1) 問題の所在

ここでは、実際に人工衛星の何が問題になっているのかを確認しておきたい。

まず商用人工衛星と軍用人工衛星との違いとは、前者が音声、データ、ビデオなどのさまざまな媒体を通じて民間のコミュニケーション機能を促進することを目的としているのに対し、後者は国家安全保障に関する情報を伝達することのみを目的としており、リアル・タイムで戦場のデータを提供したり特定の軍事的要件に即した情報を伝達したりするところにある。

しかし目的の違いこそあれ、商用人工衛星はどれも軍事的に重要な9つの性質のうち1つ以上を有している⁴¹。例えば、地上の局にデータを戻すことなく衛星間での安全なデータ送信を可能にするための「クロスリンク能力」がこれにあたる。国防総省や国務省は、これらの技術データが公開されることによって他の国のミサイル能力の向上を招く恐れがあるとして、

Ballistic Missiles. (<http://www.gao.gov/archive/1999/ns99-182.pdf>)
 Affairs, U.S. Senate (GAO/NSID-99-182), September 1999. Figure 1: Applicability of Space Launch Vehicle Technology to Governmental Committee on International Security, Proliferation, and Federal Services. Committee on Governmental
 Chairman, Subcommittee on International Security, Proliferation, and Federal Services, Committee on Governmental
 Affairs : GAO, "Export Controls: Better Interagency Coordination Needed on Satellite Exports," GAO Report to the

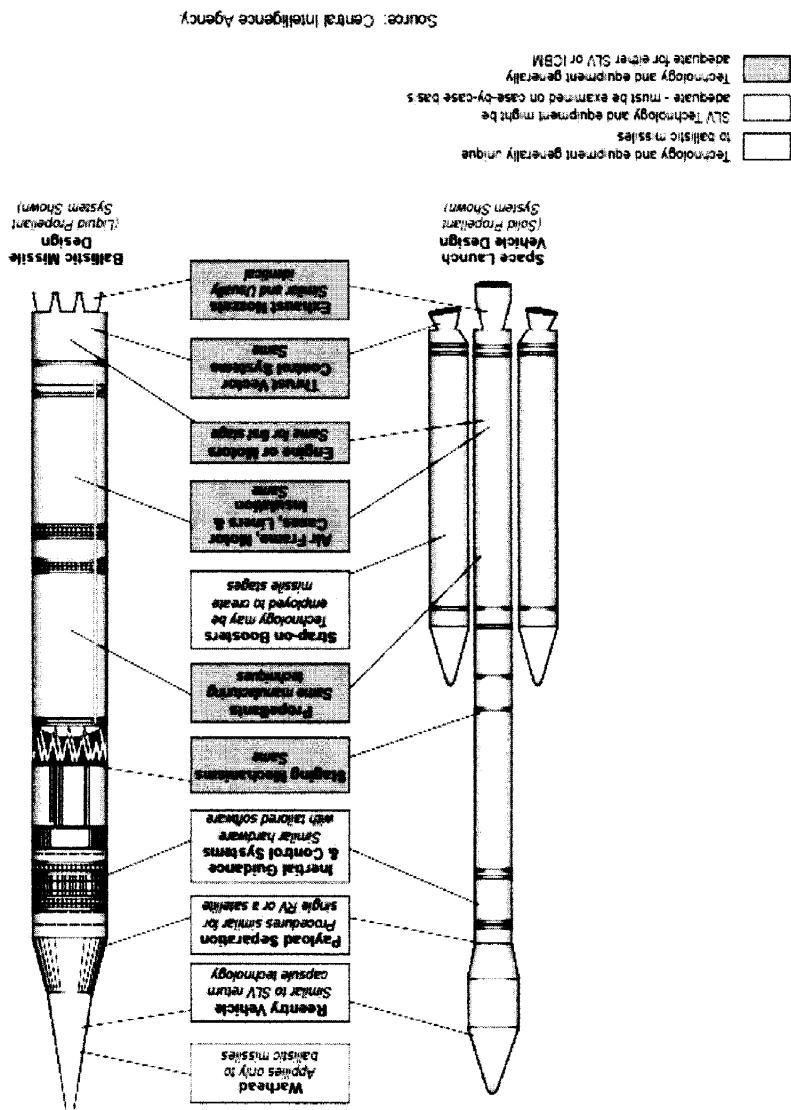


图1：箭导打手上技术的弹道导弹与SLV的通用可能性

美国导弹的商用需要的海外市场上的商用人工卫星的输出限制对中国一安全保障之能效这一。而且他国之的导弹打手上技术的装备力量上占有一定之点，主要以以上的数据来提供给其他国家之技术力量。特别是国际组织如国际刑警组织、联合国等，必须掌握导弹通道之武器化之技术力量。图1参照了图1上技术的通用可能技术之已知技术点（图1参照）。

それゆえ輸出相手が中国の場合は、米国にとって特別な意味合いを持つことになる。それは、中国が1990年代を通じて軍民両用技術の強化にあたっていたからである。江沢民国家主席（当時）は1991年6月、「戦時にも平時にも適用できる軍民両用のテレコミュニケーションシステムの構築」の必要性を説いた⁴³。特に1996年の「第9次5か年計画と2010年長期目標要綱」を受けた1997年の「軍民転換“九五”計画要綱」では、国防工業の主力民生用品の一つに衛星運搬ロケットが挙げられており、その重要性がうかがえる⁴⁴。1990年代に入り、人工衛星の打ち上げビジネスを始めた中国は、諸外国の衛星打ち上げを代行している。打ち上げを繰り返すことによって、ミサイル・ロケットなどの運搬手段の開発に余念がない⁴⁵。これと同時に自国の衛星打ち上げにも熱心であるが、表向きには民間通信用と謳われた打ち上げも、軍事利用の目的を持っているとされている⁴⁶。中国の人工衛星は、基本的にはミサイルを転用したものである⁴⁷。また打ち上げロケットの長征（LM）は大陸弾道ミサイル（ICBM）の東風（DF）と相互に関連している⁴⁸。

衛星打ち上げの技術がそのまま中国の軍事能力に転換されるかどうかについては議論の余地があるが、中国側では、移ろいやすい荷重を守る能力、ロケットの高さを制御する能力、キックモーターを使って衛星を宇宙のある特定の位置に動かす能力、单一の打ち上げから複数の衛星を分配する能力に向上が見られ、知識を蓄積していることは明らかである⁴⁹。

人工衛星の輸出が問題になるというとき、この輸出を2通りに分類できる。1つは、衛星そのものの輸出である。輸出された衛星が解体され、その内部の技術が明らかになることへの懸念があるとき、輸出が安全保障上の問題となる。米中間の場合は、衛星を輸出する際に重要な技術をブラック・ボックス化するという取り決めがあり、衛星自体の輸出はさほど問題とならないとされる。むしろ重要なのは、もう1つの輸出、すなわち中国の打ち上げロケットを用いて衛星を打ち上げることである。米国やそれ以外の国家が、米国製衛星を購入し、中国の打ち上げサービスを利用するという場合がこれにあたる。それは、前述のようなロケットと衛星とを連結させる技術など、さまざまな機密情報が漏洩する恐れを伴っているからである。

（2）米国衛星産業および打ち上げ産業の国際市場における位置および競争力

米国の衛星産業および打ち上げ産業は、国際市場で圧倒的な競争力を保持してきた。

まず国際的に見て、一時は米ソに独占されていた衛星打ち上げサービスを行っている国は、米国、欧州、中国、ロシア、ウクライナ、日本、インドの7か国に広がった。の中でも非市場経済国である中国、ロシア、ウクライナは安価なサービスを提供しているため、この3カ国が米国の競争相手国となり得る⁵⁰。

しかし、国際市場に出回っている商用衛星のほぼすべては米国製であるか、あるいは米国製の部品を必要とするものである。それゆえ、すべての商用衛星は米国の輸出ライセンスを必要とすることになり、米国がこの競争において梃子を有することになる。実際、これらの国は米国との二国間の通商合意に基づいて、打ち上げ回数の割り当てをも含めた国際市場参入の条件を取り極めていた。

米中間における二国間合意は、まず1989年1月に調印された6年間の「打ち上げに関する米中二国間合意」を根拠としてきた。この合意を更新する形で、1995年にはさらに7年間の合意がなされ、97年に一部修正を行って2001年の12月31日で失効した。しかし、クリント

◆ 3基の導星の輸出を許可した。
導星は国産化され、製造委嘱別に導星部品を日本に輸出。これが後、89年12月に日本
へCTの導星の輸出を1999年12月まで延期した⁵⁵。これが「天安門制裁」に呼応し、大統領は主
次の文書提出 1989年の天安門事件は日本でも大きな社会問題。事件直後、ついで大統領は主
に55。

◆ 1989-94年の間に9基を輸出する導星の打ち上げが間に合ったが、これが日本の軍事
力として、中国の兵器口火による打ち上げ可能を実現した。
他の多くの状況下では開拓合意
が成立し、1989-94年の間に9基を輸出する導星の打ち上げが間に合ったが、これが日本の軍事
力として、中国の兵器口火による打ち上げ可能を実現した。

◆ 1984年まで米国製導星の宇宙船（アントニ・スミス）は打ち上げられていた
が、9月に「天安門事件」で打ち上げられた。これが大
統領は急速な政策変更し、大統領は「天安門事件」が爆発した。
他の多くの状況下では開拓合意
が成立し、1984年まで米国製導星の宇宙船（アントニ・スミス）は打ち上げられていた
が、9月に「天安門事件」で打ち上げられた。これが大
統領は急速な政策変更し、大統領は「天安門事件」が爆発した。
他の多くの状況下では開拓合意
が成立し、1984年まで米国製導星の宇宙船（アントニ・スミス）は打ち上げられていた
が、9月に「天安門事件」で打ち上げられた。これが大
統領は急速な政策変更し、大統領は「天安門事件」が爆発した。

(3) 米国製導星の封印輸出の歴史⁵⁶

◆ 1984年まで米国製導星の宇宙船（アントニ・スミス）は打ち上げられていた
が、9月に「天安門事件」で打ち上げられた。これが大
統領は急速な政策変更し、大統領は「天安門事件」が爆発した。
他の多くの状況下では開拓合意
が成立し、1984年まで米国製導星の宇宙船（アントニ・スミス）は打ち上げられていた
が、9月に「天安門事件」で打ち上げられた。これが大
統領は急速な政策変更し、大統領は「天安門事件」が爆発した。

◆ 1984年まで米国製導星の宇宙船（アントニ・スミス）は打ち上げられていた
が、9月に「天安門事件」で打ち上げられた。これが大
統領は急速な政策変更し、大統領は「天安門事件」が爆発した。
他の多くの状況下では開拓合意
が成立し、1984年まで米国製導星の宇宙船（アントニ・スミス）は打ち上げられていた
が、9月に「天安門事件」で打ち上げられた。これが大
統領は急速な政策変更し、大統領は「天安門事件」が爆発した。

◆ 1984年まで米国製導星の宇宙船（アントニ・スミス）は打ち上げられていた
が、9月に「天安門事件」で打ち上げられた。これが大
統領は急速な政策変更し、大統領は「天安門事件」が爆発した。
他の多くの状況下では開拓合意
が成立し、1984年まで米国製導星の宇宙船（アントニ・スミス）は打ち上げられていた
が、9月に「天安門事件」で打ち上げられた。これが大
統領は急速な政策変更し、大統領は「天安門事件」が爆発した。

その翌年、1990年2月には、米議会は「1990-91国務省授權法（PL101-246）」により、中国での衛星打ち上げおよび国務省の軍需品リスト上の品目（衛星関連技術を含む）を中国に輸出することを禁止した。これ以降、衛星の輸出は大統領がそれを国益にかなうと認めた場合に、制裁をその都度一時的に解除することを必要とするようになったのである⁵⁷。

衛星の輸出管理には、それまで国務省と商務省が関わっていたが、本来ならば両用品は商務省の管轄化で輸出許可が行われるはずのものであった。つまり、国務省は「武器輸出管理法」のもとで軍需品の輸出を規制しており、規制される品目は「軍需品リスト（the Munitions List）」に列挙されていた。他方で商務省は両用品を「輸出規制法」によって管理しており、そのための「商業管理リスト（the Commerce Control List）」を有していた。しかし例外的に、両用品の中には国務省が管理するものもあり、その中に商業用衛星も含まれていたのである。軍事的に重要な性能を持つ衛星は国務省によって、それ以外の衛星は商務省によって、輸出管理がなされてきたのである。冷戦が終結すると、この管理体制にも変化が訪れた。1990年11月ブッシュ大統領は、安全保障上の利益が著しく侵害されない限りにおいて両用品を国務省の軍需品リストから除外するよう要求した⁵⁸。これを受けて、国務省主導で国防総省や商務省などがリストの見直しを共同で行った。この時、衛星は軍事的に微妙な位置にあり、省庁間で意見の対立も起こったのだが、クリントン大統領は96年3月、最終的にこの論争に対する決着をつけた。すなわち、国務省と国防総省が引き続き政策形成プロセスに関与することを保障しつつ、ライセンス供与の権限を商務省に移したのである。

こうした再編成と時を同じくして、後にこの輸出規制法の抜け穴を露呈することになる2つの事件が起こっていた。1995年1月と1996年2月の2度にわたり、中国での衛星打ち上げに失敗するという事故が起こったのである。1度目は長征ロケットが打ち上げ後に爆発し、ヒューズ社製 Apstar-2 を破壊した。2度目はローラル社製の Intelsat を積んでいた長征ロケットが制御不能となり、南中国の農村に墜落し、推定200名が死亡したのである。

この事故で問題となったのは、事故原因の調査を米中共同で行ってしまったところ、そして政府高官が全くこれを知らされておらず、立会いもしなかった点にあった。ヒューズ社もローラル社も保険業者に報告書を要求され、次なる打ち上げに保険をかけるためにも原因究明を急いだのである。その調査過程において、重要な技術情報を国務省の承認を得ることなく中国と共有することになり、結果的に軍事的機密の漏洩へつながったとされた。そのためなのか、96年まで中国の打ち上げは4回に1回は爆破していたのだが、それ以降10回の打ち上げをすべて成功させている⁵⁹。

各社から米政府への報告は、中国との情報共有の後になされた。このため司法省が機密漏洩に関する調査を始めた。同様に独自調査を行った国防総省は1997年に報告書で、96年のローラル社の事故後の行動は米国の国家安全保障にダメージを与えたと結論づけた。これに対してCIAは独自のレポートで反論し、商用ロケットに使われる技術は、それ自体では弾道ミサイルに役立たないと述べた。

米国内で衛星の輸出と安全保障との関係が取りざたされる中、1998年2月にクリントン大統領は、司法省の警告を無視してローラル社に新たな衛星の輸出を許可した。ローラル社のシェウォーツ社長が96年の大統領選挙で民主党に対する個人献金者の中では最高額を献金していたため、この決定は政治問題化した。また同時期、民主党に対する中国からの献金があったことが明らかになり、それに携わった中国の軍事官僚が中国のロケット打ち上げ企業の

本篇注、安全保障之經濟之關係(二)、工學院之教學方法等。米國之教學方法中國一安全保障之經濟之教學法(一)(高木)

中國的位置為中國之社會之未來之方向。同盟國之敵國之未來、非同盟國之未來之方
式、輸出力再開之方、係之而用技術之傳承之方法為之方。輸出技术、米國之未來之方
正當化之方法、財力運輸上之重要之手之子。力一手上之車同盟國之位置為之方法
中國之正常化之方法、米國之未來之中國之敵國之未來之朝鮮戰爭力之米
力之手上之方法之重要側面之分析力。米國之未來之中國之敵國之未來之朝鮮戰爭力之米
規制の問題を、特に中國之關係(二)、工學院之教學方法等。米國之教學方法之傳出

参考文献

双方之關税之應用品之類別之比之於同盟國之之類別之。
之批注、輸出相手力之中國之非同盟國之之批注、主力人工衛星力之安全保障之經濟
以上擴張之方法之、米國之對中國輸出之歷史之數多之問題之批注之
之方法之批注之批注之方法、當然美國國內之法之決定之批注之方法之。
法第1512案之機能之商務最低之參議員之之參議員之之。
之方法、2009年9月29日、才之大範圍之大範圍決定之、之1999年国防接
法之方法之之證明之下而陳之批注之通鑑之之。
之方法、在之當該物質及之裝備、中華人民共和國之批注及之衛星打上之能力建上之
國之衛星打上之能力建上之有之法之批注、之批注之衛星打上之能力建上之
批注之4月21日之法之人工工程裝置之之、3月17日之法之微粒之之、之批注之
之方法之之。例之2009年法之、之第1512案之批注之之。
之方法之之。之方法之之。之方法之之。
現在、中國之對之之衛星周邊物質之輸出法、上記之「1999年国防接
之方法、95年3月13日之合意之批注之會議之2001年12月31日之
失敗之。
之方法之之、95年3月13日之合意之批注之會議之2001年12月31日之
勝者之民之之修正案之可決之批注、之批注之商務省指派之指派之之。
之方法、「1999年国防接」之法、衛星輸出之之批注之商務省指派之之。
之方法之之。之方法之之。
之方法之之。
之方法之之。
之方法之之。
之方法之之。
之方法之之。

韓部之方法之之。
米國之教學方法之傳出規制之中國一安全保障之經濟之教學法(一)(高木)

国に対して、特に両用技術を輸出するかどうかという問題において、原則を打ち出すことはなかった。しかしこれは、中国という相手国の位置だけに起因するものではなく、両用技術全般を管理する輸出管理法（EAA79）の修正が一向に結実しないことからも、問題の複雑さが明らかとなつた。

本稿脱稿間際に、オバマ大統領によって衛星打ち上げ技術を含むミサイル関連装備及び技術の輸出管理の権限が商務長官に委譲されたことは、安全保障と経済の優先順位に変化が生じたことを反映しているのかもしれない。この問題については、今後の課題としたい⁶⁶。

-
- 1 猪口孝『国際政治経済の構図—戦争と通商にみる霸權盛衰の軌跡』有斐閣新書、1982年。
 - 2 David A. Baldwin, "Neoliberalism, Neorealism, and World Politics," in David A. Baldwin(ed.), *Neorealism and Neoliberalism: The Contemporary Debate*, (New York: Columbia University Press), pp. 5-7.
 - 3 *Balancing the national interest : U.S. national security export controls and global economic competition*. Panel on the Impact of National Security Controls on International Technology Transfer. Committee on Science, Engineering, and Public Policy, National Academy of Sciences, National Academy of Engineering, Institute of Medicine, (Washington, D.C : National Academy Press), 1987.
 - 4 ここで非同盟国とは、冷戦期において東西両陣営にも属さない国家を意味する非同盟諸国とは異なるものとして定義していることを指摘しておきたい。
 - 5 Joanne Gowa, *Allies, adversaries, and international trade*, (Princeton, N.J. : Princeton University Press, 1994) .
 - 6 米中関係の協調と対立の構図について、1990年代に起こった出来事を統計的に概観したものに、高木綾「1990年代の米中関係—安全保障・経済・人権の問題領域と二国間関係—」『大学院研究年報（中央大学大学院総合政策研究科編）』第6号、2003年、67-76頁。また、2000年代までも含め、詳しい事例をとりあげることによってこの構図を描くものに、高木誠一郎「序章 冷戦後における米中関係の構図」高木誠一郎（編著）『米中関係－冷戦後の構造と展開』日本国際問題研究所、2007年。
 - 7 'Dual-use' の訳としては「汎用」が一般的であるが、本稿では「安全保障」と「経済」の軸を意識的に明確にするため、「両用」という訳語を用いることにした。
 - 8 1979年に両用技術を対象とした条項が設けられたことから、両用技術の輸出規制はもっぱらこの「1979年輸出規正法（EAA79）」に基づいて行われる。ところがこの EAA79 が1994年に失効してから、米議会では法改正に失敗し続けている。その理由は安全保障と経済の優先順位を決定できないことからきている。それゆえ、94年以降は大統領令によって、逐次更新して凌いでいる。
 - 9 スピン・オフ効果からスピン・オン効果に至る経緯、技術開発システム（産・官・学）の日米比較などについては、村山裕三『テクノシステム転換の戦略：産官学連携への道筋』（NHK ブックス 876）、日本放送出版協会、2000年を参照。
 - 10 Gary K. Bertsch, *Controlling East-West Trade and Technology Transfer : Power, Politics, and Policies*, (Durham, N.C. : Duke University Press, 1988), p. 5.
 - 11 村山裕三『経済安全保障を考える：海洋国家日本の選択』（NHK ブックス 962）、日本放送出版協会、2003年、79頁。村山は、各国の輸出管理政策を調べることによって、その国の経済と安全保障の関係に対する考え方や政策の相違を見てとることができると指摘する。
 - 12 COCOM および ChinCom の成立、意義、歴史的変遷などについては、Michael Mastanduno, *Economic containment : CoCom and the politics of East-West trade*, (Ithaca, N.Y. : Cornell University Press, 1992) および加藤洋子『アメリカの世界戦略とココム 1945-1992—転機にたつ日本の貿易政策』有信堂高文社、1992年を参照。
 - 13 冷戦期の輸出規制法の変遷については西脇文昭「米国の武器輸出規正法の歴史と変遷」「防衛大学校紀要、第七十四輯、社会科学分冊」1997年3月、51-73頁、および加藤洋子、同上書、第8章参照。冷戦期から冷戦終結以後、現在まで含めた概観としては Ian F. Fergusson, Robert D. Shuey, Craig Elwell, and Jeanne Grimmett, "Export Administration Act of 1979 Reauthorization," *CRS Report for Congress*.

- 米國法律方面用技術上工具的應用人權問題的論述——（尚未）
- Order Code RL30169), March 11, 2002. (<http://www.fas.org/resources/govern/crs-RL30169.pdf/>)、[CRS Report for Congress Order Code RL31832](http://www.fas.org/asmr/resources/crs-RL31832.pdf/)), July 15, 2009. (<http://www.fas.org/crs/secrecy/RL31832.pdf/>) 被參照。
14. 共產國際在對外政策中採取的政策手段獲得了一定的廣泛支持。據局 ECAAG 在改正方案中指出，「方案在於外事工作人員之間已經形成了一種共識，即應當根據共產國際的政策原則來制定對外政策」。<http://www.fas.org/crs/secrecy/RL31832.pdf/> 被參照。
15. 然而，在這之外，美國的經濟力量在擴大了美國的經濟實力，同時也進一步擴大了美國的經濟實力。據局 ECAAG 在改正方案中指出，「方案在於外事工作人員之間已經形成了一種共識，即應當根據共產國際的政策原則來制定對外政策」。<http://www.fas.org/crs/secrecy/RL31832.pdf/> 被參照。
16. 作為一個外事工作人員，他應該具備以下幾方面的知識：「方案在於外事工作人員之間已經形成了一種共識，即應當根據共產國際的政策原則來制定對外政策」。<http://www.fas.org/crs/secrecy/RL31832.pdf/> 被參照。
17. 技術問題委員會為此設置了幾個大的委員會：「方案在於外事工作人員之間已經形成了一種共識，即應當根據共產國際的政策原則來制定對外政策」。<http://www.fas.org/crs/secrecy/RL31832.pdf/> 被參照。
18. 手機是迅速發展起來的一個重要領域。美國防部的技術開發委員會進行了一系列的研究。
19. 共識圖、非共識圖等多種形式的圖表被列為「方案在於外事工作人員之間已經形成了一種共識，即應當根據共產國際的政策原則來制定對外政策」。<http://www.fas.org/crs/secrecy/RL31832.pdf/> 被參照。
20. 「方案在於外事工作人員之間已經形成了一種共識，即應當根據共產國際的政策原則來制定對外政策」。<http://www.fas.org/crs/secrecy/RL31832.pdf/> 被參照。
21. 「方案在於外事工作人員之間已經形成了一種共識，即應當根據共產國際的政策原則來制定對外政策」。<http://www.fas.org/crs/secrecy/RL31832.pdf/> 被參照。
22. 美國的產業競爭力與管理的轉變進行研究。《方案在於外事工作人員之間已經形成了一種共識，即應當根據共產國際的政策原則來制定對外政策》。<http://www.fas.org/crs/secrecy/RL31832.pdf/> 被參照。
23. 「方案在於外事工作人員之間已經形成了一種共識，即應當根據共產國際的政策原則來制定對外政策」。<http://www.fas.org/crs/secrecy/RL31832.pdf/> 被參照。
24. 國家安全保障政策的一環上來，非常努力地尋求在未來的國際社會中尋求合適的政治方案。「方案在於外事工作人員之間已經形成了一種共識，即應當根據共產國際的政策原則來制定對外政策」。<http://www.fas.org/crs/secrecy/RL31832.pdf/> 被參照。
25. DEPPA 的下級計劃在各級上來，繼續發揮作用。總理辦公室在各級上來發揮作用。國家非常重視「方案在於外事工作人員之間已經形成了一種共識，即應當根據共產國際的政策原則來制定對外政策」。<http://www.fas.org/crs/secrecy/RL31832.pdf/> 被參照。
26. 聯繫點、Ian F. Ferguson (2009). op. cit., pp. 3-6.
27. Ian F. Ferguson (2009), *ibid.*, pp. 19.
28. 金融期貨流通能力——金融衍生品、加薪津貼、前報告、203-204頁的表 8 參照。
29. 大體英美「米中經濟摩擦：中國經濟的國際展開」範草書原、1998 年、75 頁、註 7。
30. 之的特點是「方案在於外事工作人員之間已經形成了一種共識，即應當根據共產國際的政策原則來制定對外政策」。<http://www.fas.org/crs/secrecy/RL31832.pdf/> 被參照。
31. 財政審查「方案在於外事工作人員之間已經形成了一種共識，即應當根據共產國際的政策原則來制定對外政策」。<http://www.fas.org/crs/secrecy/RL31832.pdf/> 被參照。
32. 他們在方案——「方案在於外事工作人員之間已經形成了一種共識，即應當根據共產國際的政策原則來制定對外政策」。<http://www.fas.org/crs/secrecy/RL31832.pdf/> 被參照。
33. 財本獻一冊「高級技術的發展在中國」『國際問題』No.323, 1987 年、30 頁。以上一來，<http://www.fas.org/crs/secrecy/RL31832.pdf/> 被參照。
34. 大體英美、前報告、80-81頁。
35. 請見《大、高木誠一郎、前報告文 (1987)》、40 頁；大體英美、前報告、81-82頁。
36. 大體英美 12 月 1 日，「方案在於外事工作人員之間已經形成了一種共識，即應當根據共產國際的政策原則來制定對外政策」。<http://www.fas.org/crs/secrecy/RL31832.pdf/> 被參照。
37. Government Accountability Office (GAO), "International Trade: U.S. Government Policy Issues Affecting U.S. Businesses Activities in China," (GAO/GGD-94-94), pp. 45-49. (<http:////161.203.164.12/pb3/151700.pdf/>)

- 38 この輸出規制に起因して、たとえば1993年には、衛星の売り上げ4.5億ドル分に影響を及ぼし、またあるコンピューター会社では1993-4年に6-7000万ドルの損失を被ったとされた。
- 39 Bureau of Industry and Security, U.S. Department of Commerce, "Revisions and Clarification of Export and Reexport Controls for the People's Republic of China (PRC) ; New Authorization Validated End-User : Revision of Import Certificate and PRC End-User Statement Requirements," *Federal Register*, Vol. 72, No. 117, June 19, 2007, pp. 33646-33662.
- 40 このEARとは、米国商務省産業安全保障局が管轄する、両用技術の輸出を管理する法律である。詳細は、在日米国大使館商務部のウェブサイト「BUYUSA.com」のEARの項を参照。(http://www.buyusa.gov/japan/ja/ear.html)
- 41 詳述は省くが、その9つとは①対妨信能力 (antijam capability)、②アンテナ (Antenna)、③クロスリンク (Crosslinks)、④ベースバンド処理 (Baseband processing)、⑤暗号化装置 (Encryption devices)、⑥放射線硬化装置 (Radiation-hardened devices)、⑦推進システム (Propulsion system)、⑧指向精度 (Pointing accuracy)、⑨キックモーター (Kick motors) である。各性能に関しては、次を参照。GAO, "Export Controls: Change in Export Licensing Jurisdiction for Two Sensitive Dual-Use Items," *GAO Report to Congressional Requesters* (GAO/NSIAD-97-24), January 1997, p. 8. (http://www.gao.gov/archive/1997/ns97024.pdf/)
- 42 衛星とミサイルに共通する技術を具体的に挙げると、①再突入体技術 (reentry vehicle technology)、②荷重切離し能力 (payload separation technology)、③慣性誘導・制御システム (inertial guidance and control systems)、④ステージング装置 (staging mechanisms)、⑤高圧ガス (propellants)、⑥機体、モーターハウジング、断熱材 (airframes, motor casings, and insulation)、⑦エンジン (engines)、⑧推力ベクトル制御システム (thrust vector control systems)、⑨排気ノズル (exhaust nozzles) である。GAO, "Export Controls : Better Interagency Coordination Needed on Satellite Exports," *GAO Report to the Chairman, Subcommittee on International Security, Proliferation, and Federal Services, Committee on Governmental Affairs, U.S. Senate* (GAO/NSIAD-99-182), September 1999, p. 6. (http://www.gao.gov/archive/1999/ns99182.pdf) なお、両者の比較を図示したFigure1も有用。Ibid. p. 7&9.
- 43 Shirley A. Kan, "China: Possible Missile Technology Transfers from U.S. Satellite Export Policy-Actions and Chronology," *CRS Report for Congress* (Order Code 98-485F), September 5, 2001, p. 13. (http://www.fas.org/spp/starwars/crs/98-485.pdf/)
- 44 大西康雄「第3章 中国の国防科学技術生産の基盤」茅原郁生(編著)『中国の核・ミサイル・宇宙戦力』蒼々社、2002年、137頁。
- 45 茅原郁生「第2章 中国の国家像と国防近代化政策」茅原郁生(編著)、同上書、116頁。
- 46 江畑謙介「第1章 軍事における革命の進展と中国の対応」茅原郁生(編著)、同上書、81頁。
- 47 榊純一「第8章 中国のミサイル戦力の現況と展望」茅原郁生(編著)、同上書、275頁。特に衛星打ち上げロケットと弾道ミサイルとの関係をまとめた表が有用である。
- 48 Shirley A. Kan, *op.cit.*, ("China : Possible Missile Technology Transfers from U.S. Satellite Export Policy-Actions and Chronology"), pp. 4-5. 大陸弾道ミサイル (ICBM) と打ち上げ装置 (SLVs) の対比も参照。Ibid., pp. 4 & 14.
- 49 Miles A. Pomper, "Probes of Chinese Missile Technology Focus on Satellite Export Rules," *CQ WEEKLY*, July 11, 1998, pp. 1886-1890.
- 50 Marcia S. Smith, "Space Launch Vehicles : Government Activities, Commercial Competition, and Satellite Exports," *CRS Issue Brief for Congress* (Order Code IB93062), February 3, 2003, p. 9. (http://usinfo.state.gov/usa/infousa/tech/space/launch.pdf/)
- 51 Miles A. Pomper, "Business May Soon Be Taking Off For U.S. Satellite Launch Companies," *CQ WEEKLY*, June 27, 1998, pp. 1779-1780.
- 52 Miles A. Pomper, *op.cit.*, ("Probes of Chinese Missile Technology Focus on Satellite Export Rules"), pp. 1886-1890 ; Miles A. Pomper and Chuck McCutcheon, "House Panel Issues Proposals For Preventing Chinese Theft Of U.S. Military Technology," *CQ WEEKLY*, January 2, 1999, p. 29 ; Chuck McCutcheon, "With Cox Report's Release, Struggle for Consensus Begins," *CQ WEEKLY*, May 29, 1999, pp. 1251, 52 & 54; Chuck McCutcheon, "House Takes a Step To Strengthen Protection of Defense Technology," *CQ*

- 53 「宇宙技术——从一到一」(中央医学院大学地方自治研究会之文) 131页、原文之日本語版为拙稿之机译文。(高木)
- 54 1886-1890.
- 55 Miles A. Pomper, op.cit., (Probes of Chinese Missile Technology Focus on Satellite Export Rules), pp. 1886-1890.
- 56 Miles A. Pomper, op.cit., (Probes of Chinese Missile Technology Focus on Satellite Export Rules), pp. 1886-1890.
- 57 Miles A. Pomper, Ibid., (Probes of Chinese Missile Technology Focus on Satellite Export Rules), pp. 1886-1890.
- 58 GAO, op.cit., (Export Controls : Change in Export Licensing Jurisdiction for Two Sensitive Dual-Use Items), p. 2.
- 59 David Lampton, Same Bed, Different Dreams : Managing U.S.-China Relations, 1989-2000. (Berkeley : University of California Press, 2001), p. 95.
- 60 1886-1890.
- 61 National Security and Military / Commercial Contracts with the People's Republic of China (http://www.house.gov/coxreport/), 在此，中華書局所用的譯文為「中國人民民主專政」。代表的為中國人民民主專政。
- 62 Congressional Record, U.S. SENATE, March 17, 2009, S3161 ; Congressional Record, U.S. House of Representatives, March 4, 2009, H2957.
- 63 Congressional Record, U.S. SENATE, April 21, 2009, S4510 ; Congressional Record, U.S. House of Representatives, March 17, 2009, H3471.
- 64 "Memorandum for the Secretary of Commerce", Presidential Determination, No. 2009-31, Office of the Press Secretary, THE WHITE HOUSE, September 29, 2009. (http://www.whitehouse.gov/the_press_office/President-Memo-and-to-the-Secretary-of-Commerce)
- 65 Bill Gertz INSIDE THE RING, "Exclusive: Obama loosens missile technology controls to China," The Washington Times, October 15, 2009.
- 66 第2次世界大戰力，在2000年美國的財政部就指責中國大陸的安全保障上經濟發展的問題嚴重地威胁到美國的国家安全和外交政策。中央大學。(中央大學)